

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく医療扶助不支給決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和 4 年 3 月 8 日付けの不支給決定通知書で行った医療扶助不支給決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分には、違法性又は不当性があり、公平・公正な審査を求める旨主張する。

1 決定の過程に遺漏がある。

(1) 嘱託医と協議し、「長期間のはりきゅうの施術に効果が期待できない」と嘱託医が発言したと処分庁は主張するが、その嘱託医との協議については、ケース記録（乙 3）に存在しない。また、嘱託医は、請求人を診察したことはおろか、問診したこともない。さらに、嘱託医が本件整骨院に聞き取りをしたという記録もない。したがって、嘱託医の発言は全く根拠がない。

(2) ケースワーカーは、施術の効果について実際に何も知らない嘱託医の主張を本件医師に伝え、施術の効果がないと誤診させ、医師同意を撤回させたものである。また、ケース診断会議は、調査を怠り、誤った情報をもとに不支給決定をしたものであり、判断に誤りがある。また、施術の効果の有無について、請求人及び本件整骨院に対して聞き取りがされていない手続の瑕疵がある。

2 憲法 25 条違反

8年間を費やし、痺れが解消され、強張り・痛みの緩和にも効果が出ていた本件整骨院が役所都合で終了した。終了後、解消されていた痺れが徐々に再発、強張りが強まる。健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を侵害された。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5年10月 3日	諮問
令和 5年11月17日	審議（第83回第2部会）
令和 5年12月22日	審議（第84回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性等

法4条1項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとする。

また、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとし、同条2項は、同条1項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならないと定める。

(2) 申請に基づく保護の決定・変更

法24条1項は、保護の開始を申請する者は、同項各号に掲げ

る事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとする。そして、同条9項は、同条1項及び3項の規定を保護の変更の申請について準用する。

(3) 医療扶助の適用

ア 法15条柱書は、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、医療扶助の範囲として「医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術」（3号）を挙げている。

イ 法34条1項は、医療扶助は、現物給付によって行うものとする。と定め、法55条1項は、都道府県知事は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師について、この法律による医療扶助のための施術を担当させる機関を指定すると定める。

ウ 地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療要領」という。）は、医療扶助の運営体制の一つとして嘱託医を挙げ、嘱託医は、査察指導員、地区担当員等からの要請に基づき医療扶助の決定、実施に伴う専門的判断及び必要な助言指導を行うこととする（医療要領第2・2・(3)）。

(4) 施術の給付

ア 給付要否意見書及び医師の同意

医療要領第3・7は、施術の給付につき申請があった場合には、給付要否意見書（柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅう）に必要事項を記載の上、すみやかに指定施術機関及び指定医療機関において所要事項の記入を受け、福祉事務所長に提出するよう指導して発行することとする。そして、施術の給付を行うにあたっては、柔道整復師が打撲又は捻挫の患部に手当をする場合及び脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合

は医師の同意は不要であるが、応急手当以外の脱臼又は骨折の患部に手当をする場合は医師の同意が必要であることとする。

イ 給付要否意見書の発行

医療要領第3・7・(1)は、要保護者の申請に基づき、その希望をきいて指定施術機関を福祉事務所において選定し、給付要否意見書を発行するとし、次の点に配慮することとする。

(ア) 福祉事務所が選定した指定施術機関において給付要否意見書の所要事項の記入を受けること。

(イ) 指定医療機関において給付要否意見書の所要事項の記入を受けること。

ウ 医療扶助の継続

医療要領第3・7・(2)は、施術券により医療扶助を受けている者が引き続き3か月（あん摩・マッサージ及びはり・きゅうにあつては6か月）を超えて施術を必要とするときは、第4月分（あん摩・マッサージ及びはり・きゅうにあつては第7月分）の施術券を発行する前にあらかじめ医療要領第3・7・(1)に定めるところに準じて発行した給付要否意見書により第4月（あん摩・マッサージ及びはり・きゅうにあつては第7月）以降における医療扶助継続の要否を十分検討することとし、さらに引き続き施術を必要とするときは、3か月（あん摩・マッサージ及びはり・きゅうにあつては6か月）を経過するごとに同様の手続により医療扶助継続の要否を十分検討することとしている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、請求人に対して、本件整骨院によるはり・きゅうの給付を平成26年3月から継続して行っていたが、本件施術者から提出された給付要否意見書の医師同意欄に記載がなかったことから、市嘱託医がこれまで医師同意欄に署名していた医師に架電したところ、当該医師から同意できない旨の回答があったことが認められる。

その後、請求人から、本件医師の同意がある給付要否意見書の提出があったが、市嘱託医は、長期間継続しても改善が見られないことから給付は不適切との見解を示し、担当職員が本件医師に架電し

たところ、本件医師から、請求人の求めに応じる形で様子見として同意したが同意を撤回する旨の話があったことが認められる。

はり・きゅうによる施術の給付については、引き続き6か月を超えて施術を必要とするときは、医療扶助継続の要否を十分検討することとされ（上記1・(4)・ウ）、また、給付要否意見書には医師の同意が必要とされていること（同・ア）からすれば、処分庁が、市嘱託医により、長期間継続しても改善が見られないことから給付は不適切との見解を受け、本件医師に問い合わせ、本件医師の同意が撤回されたことを理由に、本件整骨院による施術は認められないと判断したことに不合理な点は認められない。

そうすると、本件処分は、上記1の法令等の定めに従って適切になされたものと認められ、違法又は不当な点があるということとはできない。

3 請求人の主張についての検討

(1)ア 請求人は、第3・1・(1)のとおり、本件処分の理由となっている「長期間のはりきゅうの施術に効果が期待できない」との市嘱託医の発言は、ケース記録に存在せず、市嘱託医は請求人を問診したこともないことなどから、全く根拠がない旨主張する。

しかし、請求人は、平成26年3月から7年以上、本件整骨院において施術を継続して受けてきたものであるから、市嘱託医の上記発言が不合理なものとはいえず、また、当該発言内容がケース記録にないとしても、ケース診断会議の記録にある以上、市嘱託医の上記発言が根拠がないということとはできない。

さらに、嘱託医は、処分庁からの要請に基づき、医療扶助の決定、実施に伴う専門的判断及び必要な助言指導を行うものであるから（上記1・(3)・ウ参照）、市嘱託医が請求人を直接診察・問診する必要性は認められないものである。

イ 請求人は、上記第3・1・(2)のとおり、医師同意を撤回させたこと、ケース診断会議の判断に誤りがあること、施術の効果について、請求人及び本件整骨院に対して聞き取りがされていないことなどを述べ、本件処分に至る過程の遺漏及び手続の瑕疵を主張する。

しかし、ケース診断会議記録票等の関係資料によれば、本件医師が同意を撤回したことに不合理な点は認められず、ケース診断会議における決定過程にも不合理な点は認められない。また、施術の効果について、要保護者及び指定施術機関に対して聞き取りをしなければならない旨の規定は存在しないから、本件処分における手続に瑕疵があるものとは認められない。

- (2) 請求人は、上記第3・2のとおり、本件処分により、解消されていた痺れが徐々に再発し、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を侵害されたとして、憲法25条違反を主張する。

しかし、本件処分が法令等の定めに基づいた適切なものと認められることは、上記2で述べたとおりである。

- (3) 以上によれば、請求人の主張はいずれも理由がないというほかはない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、山口卓男、山本未来